

【 第 1 回中標津町自治推進会議報告 】

日 時：令和 3 年 4 月 1 6 日（金） 1 9：0 0～2 1：0 0

場 所：中標津町役場 3 階 3 0 2 会議室

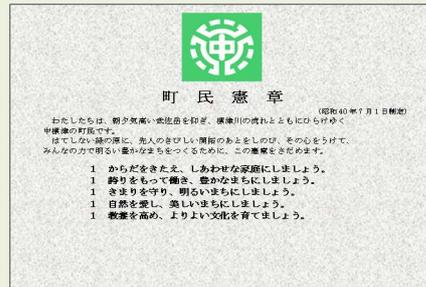
出席者：1 2 名（リモート参加 1 名）

（中標津町自治推進会議委員 6 名、ファシリテーター 1 名、事務局 5 名）

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 題

町民憲章 唱和



- (1) 諮問について
- (2) 議会との懇談の振り返り
- (3) 今年度の自治推進会議について
- (4) 町内会との懇談に向けて
- (5) その他

- 4 閉 会

<配付資料>

- ①令和 3 年度第 1 回自治推進会議次第[省略]
- ②議会との懇談の振り返り
- ③自治推進会議の今後の進め方
- ④全町内会連合会との懇談 進行表[省略]
- ⑤全町内会連合会への確認事項[省略]

<会議結果報告>

- 1 開 会
- 2 挨 拶：佐々木会長
- 3 議 題

[進行：東田ファシリテーター]



(1) 諮問について

会長

令和3年4月14日に町長から自治基本条例の見直しに関する諮問書の手交を受けた。その後、短時間であったが町長と懇談を行った。

東田ファシリテーター

今まで自主勉強会などで条例改正について色々と勉強してきたが、今回諮問を受けて、ここから正式に条例改正について検討していくということになる。

(2) 議会との懇談の振り返りについて

東田ファシリテーター

3月23日に議会改革特別委員会との懇談を行ったが、懇談の結果をもとに、今年度条例改正に向けた取り組みの中で、実際にどんなことに取り組んでいかなければいけないのかを振り返りたいと思う。

● 議会との懇談で話し合われた大まかな内容

① 解説書をもう少し

わかりやすくしてはどうか？

② 議会に関する検証について

③ 第23条第4項について

④ 議会基本条例と

自治基本条例の関係について

⑤ 町民参加の

機会に関する記述について

⑥ 自治基本条例の

「です、まず調」が良い

委員

もっと町民と行政との対話の場を設けられればという話が出ていたが、とても重要なことだと思った。

まとめに⑦として、対話の場のことについてあった方がいいと思う。

委員

解説書をもっとわかりやすくしたいということについて、自主勉強会の時にも話が出ていたが、数年前のイベントで使った紙芝居を使って、漫画の部分を作ってはどうかと思う。

委員

議会基本条例と自治基本条例は尊重し合う必要があると話が出ていたが、これはとても大事な内容だと思う。

委員

懇談の中で、自治基本条例についてP D C Aサイクル等で検証されているのでしょうか？といった話が出ていたが、検証というのはなかなか難しいと思った。どこまでのレベルの検証が必要なのか。

委員

自治基本条例の制定から10年が経ち、今年度初めて条例改正が必要なのでは？というような話が出てきて、今までは自治推進会議としてなにをすべきなのだろう？と考えながら自治推進会議としても少しずつ成長してきた段階だと思う。来年度からの次の5年間は検証方法などもしっかりと考えたうえで、その検証をもとに条例改正が必要かどうかという流れが作れば良いと思う。

しかし、なにをもって自治が進んだと検証できるのかというのは難しいなと思う。

委員

10年が経ってようやく少しずつ自治基本条例が浸透してきて、今回議会との懇談も行き、少しずつ自治が進んでいるということを知ってほしいなと思う。

(3) 今年度の自治推進会議について

東田ファシリテーター

今年度の答申までの具体的な日程について考えてみた。資料のとおり令和3年度第3回自治推進会議までで答申を考えてみたが、今年度は自治推進会議を何回開催できるのか？

事務局

今年度は5回の会議開催を考えている。

答申を行ったあとに議会との調整が必要となり、自治推進会議で議論してもらう必要が出てくるかもしれないので答申後に4回目を開催したい。最終の5回目については、議会が終わって確定した確認と、次の5年間についての検討もお願いしたいと考えていた。

東田ファシリテーター

やはり答申までは今日を含めて3回の自治推進会議で条例改正について検討を終えなければならない。

答申したあとは解説書の見直し作業が必要になる。2種類の解説書を作るのか？漫画を入れてわかりやすくするのか？その辺を今後考えて、答申後に作業を進めていくような形になると思う。

委員

仮に改正をするとなった場合に、答申時には改正後の条文まで答申するのか？

委員

具体的な改正後の条文まで自治推進会議で考えなければならないのか？

委員

自治推進会議委員として委嘱を受けて今まで色々と進めてきたが、どこまでが委員としての役割なのかと腑に落ちない部分がある。

仮に自治基本条例を改正するとなった場合に、町民である私たちが改正後の条文まですべてを考えるべきなのか？自治推進会議として、条例改正が必要と答申する以上は、私たちが条文まで考えた方が良いのはわかるが、委員としての役割にそこまで入るのか？

委員

現行の自治基本条例は、この部分についてこういった問題があるので、条例改正が必要などの方向性を示して、事務局で条文を考えてもらうようなことにはならないのか？

事務局

自治推進会議として協議をした結果、時代の経過等によってこういったことで条例改正が必要であると答申をいただければ、それに基づいて事務局で改正案を考えるようなことになるかと思う。

方向性だけは示してもらわなければならない。

委員

条例改正や条文まで考えることについて、一人ずつ意見を言っていこう。

委員

始めは条例を変えるぞ！という気持ちだったが、条例改正について色々と勉強をしてきて、今のままでもいいのかなという気持ちも出てきている。あまり細かくしすぎないで、大きな捉え方をできるような今の形で良いのかなと思う。

しかし、教育の部分について触れられていないと思うので、解説書は直した方がよいのかなと思う。

委員

今までの話し合いの中で、現行の条例について色々と問題点が出てきているので、条例改正は必要かなと思う。

委員

現行の条例は色々なことを考えて作られていてとても素晴らしいと思うので、大きな変更は必要ないと思う。しかし、今までの話し合いの中で、この部分は条例改正が必要では？

との意見も出てきているので、現行の条例に追加や削除をするのか、解説書を直すのか、なにかしらの修正は必要ではないかと思う。

条例改正となった場合に、改正後の条文まで考えるのはなかなか難しいと思う。

委員

町内会の加入率低下の事などもあるので改正は必要と考えるが、改正となると負担が増えることは間違いないので、事務局と連携しながら進めるしかないのではと思う。

自治推進会議だけで改正後の条文を一言一句考えるのはかなり難しいと思う。行政用語などの知識も必要となる。

方向性だけは、みんなでしっかりと話し合う必要はあると思う。

事務局

東田さんに作成いただいた資料の、答申書とは？の部分にも書かれているが、例えば、第36条の国内外との交流について、自治基本条例制定時は日本語学校の話などはなかったが、制定から10年間の間に日本語学校が開校となったことから、外国の人にターゲットを絞った改正が必要ではないかなどの提言をいただいて、具体的な条文を考えるのは、我々事務局の仕事ではないかと思っていた。

まず、①条例制定時はこうだったが、②現状がこうなので、③こういった見直しが必要ではないかというような形で答申をいただけると、事務局としてはとてもありがたい。

もちろん、改正後の条文については、自治推進会議にお示しをして、連携を取りながら進める必要があると思う。

委員

事務局に条文を考えてもらい、連携しながら事務局から示された条文について協議をしていくような方がいいのではないかと思う。

委員

今まで条文を1条ずつ確認して協議してきた中で、この部分はおかしいのでは？と意見があった部分をもう一度確認して、条文の改正が必要なのか、解説書を直す必要があるのか確認していく作業が必要かもしれない。

委員

前々から改正が必要と話が出ている町内会の部分は特にしっかり確認する必要があると思う。

委員

話は変わるが、条例改正をしようとなった時に役場の関係部署の人たちに意見を聞いてみるのもいいかもしれない。

さっきの例でいうと、日本語学校の担当者に日本語学校の開校もあり、自治基本条例の国内外との交流の部分の改正をしようと考えているが、どう思いますかといった感じ。

委員

今までの話をまとめると、

まとめ

- ① 条文を1条ずつ確認してきた中で、この部分はおかしいのでは？
と意見があった部分をもう一度確認
- ② 条例改正か解説書の修正か方向性を出す
- ③ 事務局に条文案を出してもらう
- ④ 条文案を自治推進会議で確認、修正等の検討をする。
- ⑤ 完成

東田ファシリテーター

次回以降の自治推進会議の日程を決めたいと思う。

まずは明日町内会との懇談を行い、第2回目の自治推進会議を6月24日、第3回目の自治推進会議を8月26日の予定でいいか？

【委員からの異議なし】

(4) 町内会との懇談に向けて

東田ファシリテーター

明日の町内会との懇談については、基本的には前回の議会との懇談と同じような形で進めたいと思っている。

町内会との懇談で確認したいことについて、資料のとおり5点ピックアップしてみた。明日の進行具合ですべて確認できるかはわからないが、今後の条例改正を検討するにあたって確認しなければならないと思うポイントをあげてみた。

委員

ざっくばらんな話し合いが出来ればいいと思う。

(5) その他

事務局

明日の町内会との懇談ですが、町内会側からは6人の出席と聞いております。明日11時から総合文化会館で行いますので、よろしく申し上げます。

また、先ほど日程について決定していただきましたが、第2回目の自治推進会議は6月24日、第3回目の自治推進会議は8月26日に行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

閉 会